遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第十六条、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第二十四条第一項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令並びに遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第十七条及び第二十二条の規定に基づき、農林水産大臣が生産又は流通を所管する検査対象生物である物についての同法第十六条の主務大臣が指定する場合等を定める件(平成30年3月22日農林水産省告示第576号)

最終改正:令和4年2月25日農林水産省告示第465号 (令和4年4月1日施行)

一 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下「法」という。)第十六条の主務大臣が指定する場合は、次の表の上欄に掲げる生物の種類であって同表の中欄に掲げる国又は地域において生産されたものを、同表の下欄に掲げる用途への使用等を目的として輸入する場合とする。

検査対象生物の種類	国又は地域	用途
パパイヤ	タイ王国及び台湾	栽培用
ワタ	インド及びギリシャ共和国	栽培用

二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第二十四条第一項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令の主務大臣が検査対象生物の種類ごとに定める額は、次の表の上欄に掲げる検査対象生物の種類ごとに、同表の下欄に掲げる金額に、法第十七条第一項に規定する登録検査機関の職員が同項に規定する生物検査のため検査対象生物の輸入場所に出張するのに要する旅費の額を当該出張に係る検査件数で除して得た額に相当する額を加算した額とする。ただし、当該加算して得た額が八万五千円を超えるときは、八万五千円とする。

検査対象生物の種類	金額
パパイヤ	一件につき五万円
ワタ	一件につき三万八千円

- 三 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第十七条の主務大臣が別に定める期日は、輸入しようとする検査対象生物が本邦に到着する予定日前十日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)に当たる日とする。
- 四 規則第二十二条の主務大臣が別に定める方法は、次の表の上欄に掲げる検査対象生物の種類に応じ、同表の下欄に掲げる方法とする。

検査対象生物の種類	方法
パパイヤ及びワタ	PCR法

附 則 (平成三○年三月二二日農林水産省告示第五七六号)

この告示は、平成三十年四月一日から施行し、平成三十年四月十四日以降に輸入する検査対象生物について適用する。

附 則 (令和四年二月二五日農林水産省告示第四六五号)

この告示は、令和四年四月一日から施行し、令和四年四月十五日以降に輸入する検査対象生物について適用する。